

# ごみ出しのルールを守りましょう



## 収集日の決められた時間までに出しましょう!

- ・収集日は、『ごみ分別収集カレンダー』でご確認ください。
- ・朝8時30分までに出してください。町内会で決められた時間がある場合は、それを守ってください。
- ・収集後に出されたごみは、収集しませんので、持ち帰って次回の収集日に出してください。

## 決められた集積所に出しましょう!

- ・町内会（集合住宅の場合は管理者）によって決められた集積所に出してください。
- ・集積所によって、独自のルールが決められている場合もあります。詳しくは町内会や管理者等へお問い合わせください。

## 決められた方法で出しましょう!

- ・きちんと分別し、品目ごとの出し方を守ってください。
- ・「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」は指定袋に入れるか、重さに応じた指定シールを貼って出してください。
- ・「生ごみ」は十分に水切りをした後、指定袋に入れて出してください。
- ・指定袋の持ち手部分は必ず縛って出してください。

## 収集できないごみは、シールを貼って残します

集積所に出されたごみで、分別されていないもの、分別誤りがあるもの、曜日違いのものなどは、シールを貼って残します。シールのチェック項目を確認の上、正しく分別し直して、次回の収集日に出してください。

**収集できません**

指定袋又は指定シールを使用してください。  
(刈った雑草や野菜の葉茎等は有料です)  
中身の見える袋で出してください。

正しく分別されていません。  
□ 「生ごみ」 発酵処理できないものが入っています。  
□ 「燃やせるごみ」以外のプラスチック製品・ゴム製品は「燃やせるごみ」として出してください。  
□ 金属やステンレスなどの「燃やせないごみ」が入っています。  
□ ライター、電池、電球が入っています。

灯油が残っています。  
タンク・本体に残った灯油は布等に染み込ませ、「燃やせるごみ」として出してください。

ガスが残っています(油は穴をあけてください)

収集後に出されたものです。  
 出す場所が違います。  
 市で収集しないごみです。  
 その他

月 日

(問合せ先) 上級市生活環境課  
各総合事務所市民生活・福祉グループ